

輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験に係る事務規程

制定 平成27年10月1日

改正 平成30年 4月1日

第1章 総 則

(準拠)

第1条 名古屋タクシー協会試験センター（以下「センター」という。）がタクシー業務適正化特別措置法（以下「法」という。）第48及び49条の規定に基づいて行う輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験に係る事務（以下「試験事務」という。）は、この規定の定めるところによる。

(執務時間)

第2条 試験事務を行う時間は、月曜日から金曜日までの9時から17時までとする。
ただし、特別な事由がある場合はこの限りでない。

(休日)

第3条 休日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日及び国民の休日
- (2) 12月29日から1月3日まで
- (3) やむを得ない事情により試験事務を実施することが困難な日

(事務所の名称及び所在地)

第4条 試験事務を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 名古屋タクシー協会試験センター

所在地 愛知県名古屋市昭和区滝子町30番16号

(愛知県自動車会館内)

第2章 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験

(目的)

第5条 輸送の安全及び利用者利便の確保に関する試験（以下「試験」という。）

は、指定地域内のタクシー事業の業務に必要な輸送の安全及び利用者の利便の確保を目的として、指定地域内においてタクシーの登録運転者になろうとする者に対し

て指定地域における一定経歴を有していないときは実施する。（２年以内に９０日以上
の運転経歴保有者を除く）

- 2 前項の指定地域とは、法第２条第５項及び２条の２の規定に基づくタクシー業務適
正化特別措置施行規程第２条の規定で指定する名古屋地域とする。
- 3 第１項の試験とは、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（以下「施行規則」とい
う。）第３９条第１項に定めるとおりタクシー事業に係る法令、安全及び接遇、当該指
定地域に係る地理に関する知識について行う。

（試験の出題範囲及び設問形式等）

第６条 前条第３項のタクシー事業に係る法令、安全及び接遇、当該指定地域に係る地理に
関する知識について行う試験は、次に掲げる事項の内から出題する。

（１）タクシー事業に係る法令、安全及び接遇

- ①道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）
- ②タクシー業務適正化特別措置法（昭和４５年法律第７５号）
- ③道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）
- ④道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）
- ⑤その他の関係法令に関する事項
- ⑥道路運送法第１１条第３項の規定に基づき公示された一般乗用旅客自動車運
送事業の標準運送約款に関する事項
- ⑦名古屋地域における交通事故の発生状況
- ⑧タクシー事業の特性及び交通事故発生状況を踏まえた運転に関する技能及び
知識

- ⑨交通事故の防止及び事故発生時の措置に関する事項
- ⑩過労運転の防止その他の健康管理に関する事項
- ⑪タクシーの運転者の基本的な心構え及び接遇に関する事項
- ⑫タクシーに搭載する装置等の取扱いに関する事項
- ⑬高齢者、障害者等の乗降時におけるタクシーの運転者の対応に関する事項
- ⑭その他タクシー事業の業務に必要な法令、安全及び接遇に関する事項

（２）名古屋地域に係る地理

- ①名古屋地域内の道路及び地名
- ②名古屋地域内の著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅の所在
- ③その他名古屋地域に係るタクシー事業の業務に必要な地理に関する事項

- 2 前条第３項に掲げる科目のうち、法令、安全及び接遇については、それぞれについ

て15問、合計45問とする。また、地理については20問とする。

3 設問方式は、文章による○×方式、語群選択方式、地図問題とする。ただし、設問方式の割合は問わない。

(試験の方法)

第7条 試験は、筆記試験の方法により行う。

なお、試験中は、講習のテキスト及び地図帳等の持ち込みは認めない。

2 試験問題は、試験終了後の持ち帰りを認め、これにより試験問題の公表とする。

(試験の実施日時)

第8条 試験は、第2条に定める執務時間内において随時実施する。

ただし、受験者が多数の場合等必要に応じて数回に分けて行うことがある。

2 試験の所要時間は、第5条第3項に掲げる科目のうち、法令、安全及び接遇について合計で60分とし、試験時間を科目ごとに分割して実施しない。また、地理試験については30分とする。

(試験の実施場所)

第9条 試験を行う場合は、センターの講習会場とする。ただし、講習会場が使用できないときは、別に指示する場所とする。

(受験の申請及び手数料)

第10条 試験を受けようとする者は、施行規則第39条第2項に定める「受験申請書」をセンターに提出する。

なお、第16条に掲げる試験科目の一部免除を受けようとする者にあつては、受験申請書に他の指定地域に係る試験合格証の写し又は名古屋地域に係る第14条第2項に掲げる科目合格通知書の写しを添付する。

2 前項の受験申請書は、手数料の納付を確認したうえこれを受理し、受付順による受験番号及び受付年月日を記入する。

3 試験を受けようとする者は、施行規則第42条の規定による手数料を現金をもって納付する。

(受験者の証明)

第11条 試験を受けようとする者は、試験を受ける際に有効な運転免許証を提示する。

2 有効な運転免許証を提示できない場合は、顔写真の入った身分を証するものを提出する。

(試験の合否判断)

第12条 配点は1問1点とし、各科目において正答率70%以上を合格とし、科目ごとの合否判断を行う。

(合格者の発表)

第13条 試験の合格者の発表は、採点が終了次第その都度行う。

(合格証の交付)

第14条 センターは、試験に合格した者に対し、施行規則第39条第4項に定める「合格証」を交付する。

2 第5条第3項に掲げる科目のいずれか一科目について合格点を得た者に対し、当該合格点を得た科目を通知する。

3 前項の通知は、施行規則第39条第6項に定める「科目合格通知書」により交付する。

(試験の合格の効力)

第15条 試験の合格の効力は、試験に合格した日から起算して2年を経過した日以降は失効する。

(試験科目の一部免除)

第16条 試験を受けようとする者が、受験申請書に次の書類の写しを添付した場合には、それぞれに掲げる科目について試験を免除することができる。

1 名古屋地域の試験における施行規則第39条第5項の科目合格通知書
(但し、通知があった日から2年以内のものに限る。)

科目合格通知書に記載された科目

2 他の指定地域(特定指定地域を含む。)の施行規則第39条第4項の合格証
(但し、効力が失効していない合格証に限る。)

タクシー事業に係る法令、安全及び接遇の科目

(合格の取消等)

第17条 センターは、不正の手段によって試験を受けようとした者、又は受けた者に対して、その試験を受けることを禁止し、又は合格の決定を取り消しすることができる。

(帳簿)

第18条 センターは、試験台帳を備え、受験番号、氏名、生年月日、住所、受験年月日、受験科目、合格・不合格の別、合格証交付年月日、その他必要とする事項を記入する。

附則

1 この規程は、平成27年10月1日から実施する。

附則

1 この規程は、平成30年4月1日から実施する。